

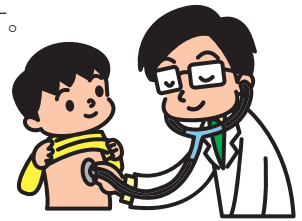
こども医療費助成のお知らせ

こどもの医療費の一部を負担することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、保健の向上と健全な発育に寄与することを目的としています。

助成を受けるためには、児童家庭課にて受給資格者証の交付申請手続きが必要となります。

【助成を受けることができる年齢】

診療区分	助成対象年齢
外来	出生から就学前（6歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで
入院	出生から中学校卒業（15歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで



※ 3歳児の外来については、1ヶ月につき1つの医療機関と、同医療機関から処方された薬局調剤分を合算して1,000円を超えた額を助成する事となります。

※ 健診・予防接種・診断書料・くすりの容器代など保険適用外の自費分は払い戻しの対象外です。

※ 自己負担額が21,000円を超える場合は、児童家庭課窓口にて手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。

【助成方法について】

県内の各医療機関での受診の際に、こども医療費助成金受給資格者証を提示し、医療費を支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ助成金が振り込まれる「自動償還方式」となっております。自動償還方式を導入していない医療機関での受診分については、児童家庭課にて **診療月の翌月以降1年以内に** 領収書の申請が必要です。

【こども医療費助成制度これまでの経緯】

平成24年4月1日～：入院の助成対象年齢が小学校卒業から中学校卒業まで拡充

平成24年10月1日～：所得制限の廃止

平成25年11月1日～：自動償還方式の導入

平成27年10月1日～：通院の助成対象年齢が3歳から未就学児まで拡充

【お問い合わせ】 児童家庭課 ☎973-4983

高齢者の「障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除の証明書」の発行について

障害者控除対象者認定書について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】

65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方。

※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】

①障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がⅡ)。

②特別障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)。

おむつ代の医療費控除の証明書について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】

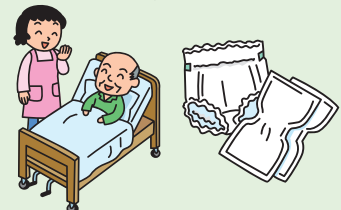
次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態

(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁発生の可能性があることを確認できる方。



【申請手続き】

介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要な事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請して下さい。

【お問い合わせ】 介護長寿課 ☎973-3208